

これから犬や猫を飼いたい方へ

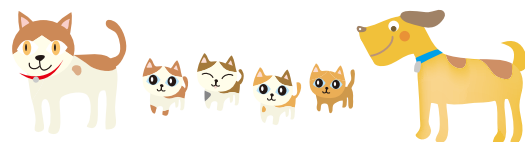
- 犬や猫の飼い方・習性・病気などについて知っていますか？
- 寿命は15年程度と言われております。最後まで責任をもって飼うことができますか？
- 毎日の食費だけでなく、病気をしたときの治療費や不妊去勢手術などの費用の負担はできますか？
- 家に犬や猫を飼える十分なスペースがありますか？
- ご近所に迷惑をかけずに飼うことができますか？
- どうしても飼えなくなった場合、新しい飼い主を見つけることができますか？
- 災害時に家族で対応できる動物の種類・頭数ですか？

鳥取市保健所では、保護したり引き取った犬や猫の譲渡を行っています。また鳥取県動物愛護センター「人と動物の未来センターアミティエ」やボランティアによる譲渡もあります。
詳しくは鳥取市保健所又はアミティエ(TEL 0858-26-0851)にお問い合わせ下さい。

動物の遺棄・虐待は犯罪です

動物をみだりに傷つけたり、殺したりすると**5年以下の懲役又は500万円以下の罰金**に、エサや水を与えずに衰弱させたり、病気を放置して衰弱させたりするなどの虐待を行った場合は**1年以下の懲役又は100万円以下の罰金**が科せられます。また、愛護動物を遺棄した場合も、**1年以下の懲役又は100万円以下の罰金**が科せられます。

(令和2年6月以降)



鳥取市保健所

問合せ先

鳥取市保健所生活安全課 TEL 0857-22-8111
(鳥取市コールセンター)

※中西部圏域は
中部総合事務所生活環境局 TEL 0858-23-3149
西部総合事務所生活環境局 TEL 0859-31-9320

鳥取市保健所HP(愛玩動物)
<https://www.city.tottori.lg.jp/www/genre/1519897281418/index.html>



犬が放れているところを見かけたとき、その他動物に関する相談があるときは、上記問合せ先にご連絡ください。

令和2年4月発行

人とペットが 幸せに暮らす ために

- 終生飼養
- 所有明示
- ルール・マナー

あなたのペットは
ご近所からも
愛されていますか？



鳥取市保健所

TOTTORI City Health Center

あなたは飼い主としての責任を果たしていますか？

飼い主としての心得

人びとが
ペットが
幸せに暮らす
ために…

1. 犬や猫は命あるものです。最後まで責任を持って飼育しましょう(終生飼養)
2. 飼っている犬や猫であることを明らかにしましょう(所有明示)
3. 社会のルールとマナーを守り、適切なしつけをして、ご近所に迷惑をかけないようにしましょう(ルール・マナー)

飼い主の
責任って？

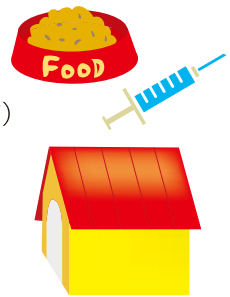


動物の愛護及び管理に関する法律・鳥取市動物の愛護及び管理に関する条例

これらの法令では、動物に苦痛を与えないような飼育や、他人に迷惑をかけないように飼育をすることのほか、首輪をつけるなど、自分が飼育している動物であることを明らかにすることなどの**適正な飼養**に関する飼い主の責務が定められています。

適正な飼養とは？

- 動物の種類や習性に応じたしつけや毎日の世話(散歩・エサやり・給水・飼育施設の清掃など)
- 病気の予防などの健康管理
- 公共の場所や他人の土地・建物などをフンや尿で汚さないこと
- 犬は固定したものに綱や鎖でつなぐ、またはおりなどの囲いの中で飼育すること
- 猫は屋内で飼育すること など…



終生
飼養

健康で長～く一緒に暮らしましょう。

ペットの種類に合った飼育環境を整え、健康状態に気を配りましょう。家族の一員として、最後まで責任と愛情を持って飼育してください。不慮の事故などでどうしても飼えなくなった場合には、インターネットや新聞広告等で自分で新たな飼い主を探す、動物愛護ボランティアに相談する等して、自ら責任を持って譲渡先を見つけてください。日ごろから考えておきましょう。

あつて
みたい！



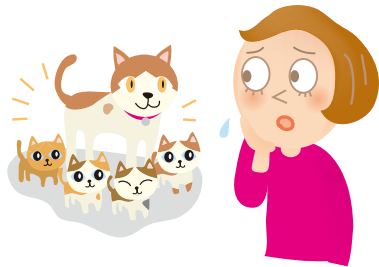
飼わない？



終生
飼養

不妊去勢手術をしましょう！

鳥取県では、平成30年度は441頭の猫を収容しましたが、おうちに帰れた猫は4頭、新たな飼い主が見つかった猫は226頭と少なく、それ以外の猫はやむをえず処分を行っています。猫や犬は、たくさん子どもを生むので、どんどん増えていきます。生まれた子犬や子猫を飼えないのであれば、すみやかに飼い主の責任で不妊去勢手術をうけましょう。繁殖に対するストレスを抑え、問題となる行動を予防できるとともに、性ホルモンに関係する病気を予防できます。



大地震などの緊急災害に備えましょう

- 日頃から家族でペットとどのように避難するか話し合ひましょう。
- ケージやフードなどペットのための備蓄品を用意しましょう。写真やワクチンの証明書のコピーも入れておきましょう。
- 緊急時にペットを預ける場所を近場と遠方などで複数見つけておきましょう。
- 避難訓練にペットとともに参加してみましょう。
- 避難所で迷惑にならないように、普段からしつけ(むだ吠えをしない、咬まないなど)と健康管理を行いましょう。



所有
明示

迷子にしないで！

迷子になって市や県に収容される犬や猫がたくさんいます。犬や猫は自分の住所や電話番号を言えません。飼い主の連絡先がわかる首輪や名札、鑑札、マイクロチップを装着し、万が一迷子になっても飼い主のところへ戻れるようにしましょう。
※室内で飼っていても逃げだすことがあります。

迷子のペット情報はこちら▶<https://www.city.tottori.lg.jp/www/genre/1520231926272/index.html>



山田タマ
TEL (0900)
00-0000



鑑札 (かんさつ) (犬)

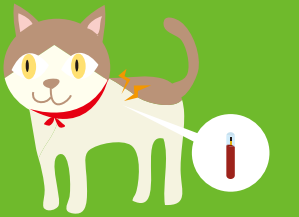
犬を飼ったら、お住まいの市役所や町村役場での登録が必要です。番号の書いてある鑑札をもらえるので、必ず首輪などにつけましょう。



迷子札の代わりにもなります。

マイクロチップ (犬・猫)

15桁の数字が記録されており、情報を管理している機関に問い合わせることで所有者の連絡先などの情報がわかります。お近くの動物病院で埋め込んでもらいましょう。名札等と違い、外れたりしないので、万が一の災害時にも有効です。



ルール・
マナー

適切なしつけをしましょう。

しつけは犬や猫との絆を築きあげる最も有効な手段であり、子犬や子猫のうちに始めると効果的です。**愛情を持って根気強く**しつけることが大切です。正しいしつけによって飼い主も快適に過ごせます。敷地内の決まった場所でトイレをすることや、犬がむだ吠えしないように適切なしつけをして、ご近所に迷惑をかけないようにしましょう。



トイレは
ここ！



人に吠えちゃ
ダメだよ。



注意

ルールとマナーを守ってください！

犬



- **狂犬病予防法により義務づけられている登録と年1回の狂犬病予防注射を必ず受けましょう。**
登録後及び予防注射後にそれぞれ市町村から交付される鑑札と注射済票を忘れずに装着してください。
- **犬の放し飼いは禁止されています。散歩をするときも、必ず引き綱などを装着しましょう。**
毎年、各地で犬にかまれる事故が発生しています。家族にはやさしい犬でも、家の外に出ると予想外の行動に出ることもあります。犬が嫌いな人や苦手な人もいることを十分理解しましょう。
- **散歩のときにフンやおしっこをしたら、必ず後始末をしましょう。**
おしっこについても決まった場所でするようにしつけて、公共の場所や他人の土地・建物などを汚さないようにしましょう。

猫



- **屋内で飼いましょう。**
屋外に出すことにより、ケンカや交通事故でケガをしたり、病気をうつされるなどの被害にあうケースも多く見受けられます。またご近所に迷惑をかけている場合もあります。
- **責任を持って飼える猫の数にしましょう。**
エサだけを与えるのは、飼い主の責任を果たしたとは言えません。エサを与えている猫は、管理者としての責任が生じます。

